

岐阜県障害児安全安心対策事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、県内（中核市を除く。）において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う法人（以下「補助事業者」という。）が、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図るために行う事業に要する経費に対し、岐阜県障害児安全安心対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- (4) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人
- (8) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、無資格受給又は不正受給を行った法人
- (9) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、国、岐阜県又はその他の地方公共団体からの返還依頼等に応じていない法人
- (10) 法令等に違反した者又は法令等に基づく知事の処分に違反した法人
- (11) 規則第4条の規定による申請をした者に対し知事が行う現地確認及び書類の提出の求めに応じない法人
- (12) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認める法人

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付を決定する場合に付する条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の20パーセント以内の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業の内容の変更（補助対象経費の20パーセント以内の減額を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けて処分する場合においては、こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について（令和5年6月15日付け成事第331号・こ支虐第69号こども家庭庁成育局長・支援局長通知）別添1に定める第4の規定の例により算定した額を県に納付させることがあること。
- (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (7) この補助金と補助対象経費を重複して、他の法律又は予算制度による国又は県の負担金又は補助金の交付を受けないこと。
- (8) 県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。
- (9) 補助対象事業の完了（廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、補助対象事業の完了の日（廃止又は中止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告すること。
- (10) 前号の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額に相当する金額の全部又は一部を県に返還させることがあること。
- (11) 知事が第17条の規定により報告を求め、又は職員に補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる場合は、これを拒まないこと。
- (12) その他知事が必要と認める事項

2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式及び同項第9号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書（別記第2号様式）
- (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第3号様式）
- (3) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）
- (4) 前項第9号の規定による報告 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第5号様式）

3 前項各号に規定する申請書等には、当該各号に規定する様式において定める書類を添付しなければならない。

（交付決定通知）

第6条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第6号様式により行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から30日以内とする。

（補助金の変更交付申請）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加で補助金の交付を受けようとするときは、別記第7号様式による変更交付申請書に同様式において定める書類を添えて、知事が定める日までに提出しなければならない。

（補助金の変更の交付決定等）

第9条 知事は、前条の規定による変更交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認める場合は、交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による交付決定を行ったときは、別記第8号様式により補助事業者に通知するものとする。

（状況報告等）

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、事業の実施状況に関し必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

（実績報告）

第11条 実績報告書の様式は、別記第9号様式のとおりにする。

2 実績報告書には、別記第9号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

（額の確定の通知）

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、別記第10号様式により

行うものとする。

（補助金の交付時期等）

第 13 条 補助金は、規則第 14 条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第 11 号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（暴力団の排除等）

第 14 条 規則第 4 条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第 2 条各号に掲げる者に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金を交付しないものとする。

2 知事は、規則第 5 条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第 2 条各号に掲げる者に該当することが明らかになったときは、規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第 18 条第 1 項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の処分制限）

第 15 条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和 5 年 4 月 1 日こども家庭庁告示第 9 号）に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

（1）単価 30 万円以上の機械及び器具

（2）その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

（書類、帳簿等の保存期間）

第 16 条 規則第 22 条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後 5 年間（単価 30 万円以上の財産であって、財産の処分制限期間が 5 年を超える場合にあっては、当該期間を超える期間）とする。

（立入検査等）

第 17 条 知事は、この要綱に基づく補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則（令和 6 年 8 月 6 日付け障第 6 5 5 号）

- 1 この要綱は、令和 6 年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 岐阜県こどもの安心・安全対策事業費補助金交付要綱（令和 5 年 5 月 1 日制定）は、廃止する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	基準額	補助金の額
障害児安全安心対策事業実施要綱（令和6年3月29日付けこ支障第73号こども家庭庁支援局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）に基づくICTを活用した子どもの見守り支援事業	ICTを活用した子どもの見守り支援を実施するために必要な装置・機器の購入費（運搬費、設置・据付費及び工事費を含む。）、リース料及び導入費用	1事業所当たり 200千円	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に5分の4を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
実施要綱に基づく登降園管理システム支援事業	登降園管理システムを導入するために必要な装置・機器の購入費（運搬費、設置・据付費及び工事費を含む。）、リース料及び導入費用	①装置・機器の購入を行わない場合、1事業所当たり200千円 ②装置・機器の購入を行う場合、1事業所当たり700千円	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に5分の4を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり交付申請します。

記

1 申請額 円

2 添付書類

- (1) 年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金所要額調（別紙 1）
- (2) 年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金収支予算書（別紙 2）
- (3) その他参考となる書類

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

事業経費配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金に係る事業について、下記のとおり経費の配分を変更したいので申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

- (1) 年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金所要額調（別紙1）
- (2) 年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金収支予算書（別紙2）
- (3) その他参考となる書類

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金に係る事業について、その内容を下記のとおり変更したので申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

- (1) 年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金所要額調（別紙1）
- (2) 年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金収支予算書（別紙2）
- (3) その他参考となる書類

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金に係る事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので申請します。

記

中止（廃止）の理由

第5号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた岐阜県障害児安全安心対策事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 施設の名称

2 岐阜県補助金等交付規則第14条の規定による確定額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）

金 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合が確認できる資料等）

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、下記のとおり
交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 円

- 2 岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県障害児安全安心対策事業補助金交付要綱の
内容を遵守すること。

岐阜県知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金変更交付申請書

このことについて、下記のとおり変更交付申請します。

記

1 申請額 円

2 添付書類

- (1) 年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金所要額調（別紙1）
- (2) 年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金収支予算書（別紙2）
- (3) その他参考となる書類

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、下記のとおり
交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 円

- 2 岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県障害児安全安心対策事業補助金交付要綱の
内容を遵守すること。

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額 円

2 添付書類

- (1) 年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金精算書（別紙 1）
- (2) 年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金収支決算書（別紙 2）
- (3) その他参考となる書類

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした標記補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金額 円

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県
障害児安全安心対策事業補助金について、下記のとおり、 払により支払われま
すよう請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先口座

金融機関名	() 銀行・信用金庫・農協 () 本店・支店・支所
預金種別 (該当を○で囲むこと。)	1 普通 2 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	